

陳 情 回 答 綴

(陳情第 4 号～第 15 号)

令和 5 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	4 号	行政にかかる諸問題について.....	1
陳情第	5 号	医療費助成制度について.....	2 1
陳情第	6 号	行政にかかる諸問題について.....	2 3
陳情第	7 号	放課後施策等について.....	3 5
陳情第	8 号	児童自立支援施設について.....	3 9
陳情第	9 号	公共交通について.....	4 1
陳情第	1 0 号	堺環濠都市北部地区について.....	4 3
陳情第	1 1 号	支援学校について.....	4 5
陳情第	1 2 号	公立幼稚園について.....	4 7
陳情第	1 3 号	学校給食について.....	4 9
陳情第	1 4 号	放課後施策について.....	5 1
陳情第	1 5 号	放課後施策について.....	5 3

番 号	陳情第4号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月15日
(審査結果) 第5項 「広報さかい」に掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する決定の結果を表の形式にした会派等別の賛否の一覧を見やすいレイアウトに変更するなど、内容の充実を図りながら、より見やすい紙面となるよう努めています。 今後とも、この「議会のうごき」をはじめ、議会に関する情報を発信する際には、ご要望いただきましたことを踏まえて、市民の皆様により一層分かりやすい掲載内容となるように工夫してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。	

番 号	陳情第 4 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（政策企画部）（建築都市局都心未来創造部・都市計画部都市計画課）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）

本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげることを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進する必要があると認識しています。

大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部は、大阪府、大阪市、堺市が連携し、大阪ベイエリアの将来像や取組の方向性について取りまとめるために設置したものです。

新しいまちづくりのグランドデザイン推進本部は、大阪府、大阪市、堺市が連携し、2050年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示す新しいまちづくりのグランドデザインを取りまとめ、推進するために設置したものです。本市における取組を計画に位置付け推進することで実施による効果も高まり、本市の取組を広く周知することにも繋がると考えます。

なお、本市は、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致には関わっていません。

第 7 項（広報戦略部広報課）

「広報さかい」は行政からのお知らせに加え、市の魅力や変化、セーフティネット情報を大きく伝える「特集面」を設け、紙面を構成しています。

紙面に限りがあるため、各担当課から提出される原稿を厳選したうえで情報量を精査して掲載し、写真等を活用することでより読みやすい紙面づくりを意識しています。また、より詳細な情報や関連情報にアクセスしやすいように二次元コードを活用しています。

市政情報をより詳しくお知らせする「特集」や「市政トピックス」のページにおいては、イベントの日程や参加対象者、申込方法などをなるべく詳しく記載することで、インターネット環境をお持ちでない方に配慮してお伝えするようにしています。

今後も毎月、限られた紙面スペースを有効に活用しながら、市民の期待に応える紙面製作に取り組めます。

第 8 項（政策企画部）

人口は持続可能な都市経営の根幹をなすものであり、人口減少に歯止めをかけるなど人口問題への対応を図ることは、市政における最重要課題と認識しており、市政運営の大方針である「堺市基本計画2025」においても、2030年にめざすゴール（KGI）として「将来推計人口を上回る人口」を掲げ、対策に取り組んでいます。

子育て世代など若年層の定住・流入につながるように、安心して子育てできる環境の充実や子どもの可能性を伸ばす教育の推進、多様なニーズに応じた就労機会の拡大を図るなど、定住魅力の向上に努めます。

番 号	陳情第 4 号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（市政集中改革室）

令和 3 年 2 月に公表された「財政収支見通し」では、10 年間の推計期間中に毎年度 30 億円から 50 億円の収支不足が見込まれ、令和 12 年度には基金も底を尽き、現在実施している市民サービスに甚大な影響を及ぼすことが見込まれる厳しい財政状況であったことから、令和 3 年 2 月に「堺市財政危機宣言」を発出しました。

同年 10 月には、収支不足を解消し、真に健全な財政を実現するため、改革の目標や方向性、取組項目を示す「堺市財政危機脱却プラン（案）」を策定しました。

同プラン（案）の取組や市税等の増加により、令和 4 年 2 月公表の財政収支見通しでは大幅に収支が改善したものの、なお令和 12 年度において約 5 億円の収支が不足し、目標とする収支不足の解消には至らなかったことから、昨今の物価高騰による市民生活への影響等の状況を見据え、内容を精査し、取組の追加・具体化等を行った「持続可能な財政運営に向けた取組」をお示ししました。

令和 5 年 1 月公表の財政収支見通しでは、財政危機脱却に向けた取組を着実に進めることが前提ではありますが、基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる見込がたったことから、「堺市財政危機宣言」を解除しました。

これまで令和 3 年度・4 年度を集中改革期間と位置付けて改革を推進してきましたが、現在の状況を踏まえ、集中改革期間が終了した令和 5 年度以降は、「持続可能な財政運営に向けた取組」を実行していきます。

今後、市民生活の安全・安心を支え、堺の成長を推進するために、同取組を着実に進め、持続可能な財政運営に向けて健全な財政基盤の構築をめざします。

番 号	陳情第4号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項（I C Tイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課） マイナンバーカードの申請は任意とされていますが、国は今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていくことから、マイナンバーカードを取得し、持ち歩いて使ってもらおうよう案内しています。ただ、マイナンバーカードを落したり無くしたりすることもあるため、利用の一時停止を24時間365日、フリーダイヤルで受け付けています。 また、マイナンバーカードはパスワードがなければ使用できず、I Cチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっていることなど、安全性についての広報も行っています。今後もマイナンバーカードの利便性や安全性について、継続して周知を図っていきます。 なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視していきます。			

番 号	陳情第4号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（人事部人事課）（産業振興局産業戦略部雇用推進課） 本市では「さかい」JOBステーション」の女性しごとプラザにおいて、女性求職者の状況に応じたカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援などに取り組んでいるほか、「さかい女性の就職応援プロジェクト」として、潜在求職者の掘り起こしや、女性が働きやすい企業を増やすために企業の意識改革に取り組んでいます。あわせて、大阪労働局等と連携を図り、女性求職者と企業のマッチングを支援し、非正規雇用から正規雇用への転換も含め、働きたいと考えている女性と人手不足に悩む企業の雇用のミスマッチを解消することにより、女性の就業率の向上をめざします。 今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。 また、本市では、正規職員の任用にあたって、地方公務員法に基づき、人事委員会による中立・公正な競争試験等を経て任用しています。 正規職員及び非正規職員の配置については、市民の視点に立ち、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせており、今後も、適切な人員配置に努めていきます。			

番 号	陳情第 4 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（財政部財政課） 国に対する「令和 5 年度国の施策・予算に関する提案・要望書」において、地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保することなどを要望しています。 また、本市を含めた政令指定都市 2 0 市が参画している指定都市市長会から国に提出している「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において、地方交付税は地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保することを要望しています。			

番 号	陳情第4号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第13項（選挙管理委員会事務局）

選挙公報は、公職選挙法第170条において、国政選挙での配布期間を選挙期日の2日前までに各世帯に配布するものと定められていますが、全体の投票者数に占める期日前投票者数の割合が増加していることもあり、より迅速な配布が求められています。

しかしながら、期日前投票開始日は公示日の翌日です。選挙公報を作成し配布するための期間が必要であることから、期日前投票開始日に間に合わせることはできません。

選挙公報については、本市への納品後、配布洩れを防ぎながらできるだけ速やかな配布に努めているところです。また今後においても、より迅速かつ確実な配布に努め、ホームページへの掲載や市政情報コーナーでの配架、期日前投票所での閲覧等の補完措置を引き続き講じていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

第14項（選挙管理委員会事務局）

すべての人が投票しやすい環境整備は重要なことと考えております。

郵便投票の対象者を現行の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、本年度も法改正要望を行っております。今後においても、実現に向けて法改正要望を継続していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

選挙当日の投票所は交通の利便性等を考慮し、また地域住民のご意見、ご要望を勘案し、投票区内の選挙人の身近にある学校や地域会館等をお借りして投票所を設置しております。今後とも地域の方々のご意見を伺いながらよりよい投票環境の整備を図っていきます。

なお、市内のどこでも投票できる投票所、いわゆる共通投票所の設置には、市内131か所の投票所をセキュリティの確保された専用の通信ネットワークで繋ぎ、投票情報を一括管理できる投票システムを導入しなければ二重投票の防止等適正な執行管理ができません。そのためには、システムの導入に加え、投票所としてお借りしている学校の体育館や地域会館等の通信インフラの整備と選挙の度に回線の敷設・取り外しが不可欠となることから、本市での共通投票所の設置は難しいと考えております。また、開票事務については、事務従事者向けの説明会やリハーサル等により、正確な開票事務の実施に努めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第15項（市民生活部消費生活センター） 旧統一教会問題に係る相談対応の充実・強化のため、日本司法支援センターに総合的窓口（法テラス窓口）が設置され、関係省庁が一体となって相談対応が実施されています。 本市においても、相談、支援への取組として、市のホームページに旧統一教会問題に関する相談窓口情報を掲載しています。 第16項（男女共同参画推進部生涯学習課） 公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。 ご利用に当たってはお住いの地域から遠く、ご不便をおかけする場合もございますが、今後も市民の皆様の身近な生涯学習施設として、利便性の向上に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。 第17項（男女共同参画推進部男女共同参画センター） 利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。 第18項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課） 本市では、高齢者が利用できる老人福祉センター等の施設や、お住いの地域に関わらずどなたでも利用できる6館の市立公民館を設置しており、地域活動やコミュニティ活動、レクリエーション等の活動の場としてご活用いただくことができます。 そのほか、市の補助金を活用して整備されている校区地域会館や老人集会室、単位自治会が所有・管理している自治会館がありますが、これらは施設によって運用が異なるため、利用にあたっては各施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。			

番 号	陳情第4号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第19項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課） 男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解し合うことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、心身の状態に応じて必要なサポートが得られるような支援が求められます。 本市では、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を踏まえた啓発を推進します。			
第20項（人権部人権推進課） 本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。 今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを、次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。			
第21項（人権部人権推進課） 日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。 本市としましては、今後とも「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。			
第22項（人権部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。 「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。			

番 号	陳情第 4 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 3 項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）			
本市では、経済的理由等により生理用品を入手できないなどの「生理の貧困」の問題に対応するため、昨年度に引き続き今年度も「困難を抱える女性への支援事業」を実施しています。 本事業では、生理用品の配布をきっかけに、困難を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、男女共同参画推進課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内カードを同封した生理用品の配布を行っています。 また、学校では、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布もしています。 生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。 今後も、困難を抱える女性を相談や支援につなげるために有効な配布方法や配布場所等について検討します。			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第24項（健康部健康医療政策課・保健所感染症対策課） 発熱患者の診療・検査を行う医療機関として、従来から開設している「診療・検査医療機関」に加え、新型インフルエンザ等感染症である新型コロナウイルス感染症の第8波及び季節性インフルエンザの同時の流行への備えとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により大阪府が各市町村・地区医師会に要請を行い、「臨時発熱外来」を開設しました。本市では泉北急病診療センター、こども急病診療センター、泉北陣内病院の3医療機関のご協力のもと開設しています。 現在のところ、大阪府の開設要請期間は令和5年2月19日までとされており、更なる延長要請がなければ、府の要請に基づく「臨時発熱外来」としての開設は終了する予定ですが、発熱患者を診療する体制については、大阪府、関係機関や「診療・検査医療機関」をはじめとした医療機関と今後も連携を行いつつ、必要な体制の整備に努めてまいります。 検査体制については、大阪府の取組として、現在（令和5年2月1日時点）、大阪府民の方を対象に感染不安のある無症状の方への無料検査事業を実施しており、協力薬局や検査センター等において、PCR検査や抗原定性検査を受けることができる体制を構築しています。あわせて、有症状者に対する検査キットの配付事業も実施しています。また、抗原検査キットは国によりインターネットや薬局での購入が認められており、希望される方が検査キットを購入できる環境も整備されてきています。 さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、入所系・居住系の高齢者施設等の従事者を対象に大阪府において3日に1回の抗原定性検査キットによる検査を実施しており、通所系・訪問系の高齢者施設等の従事者を対象に本市が1週間に1回のPCR検査を実施しています。今後も継続的に、必要な検査体制の確保に取り組んでまいります。 現在、国において新型コロナウイルス感染症の法的位置づけを5類感染症に見直すこととされ、段階的な移行に向けた具体的な対応が検討されています。本市では、国や府の動向等をふまえて、必要な対応を行ってまいります。			

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第25項（長寿社会部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。

国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）、3方式（所得割、均等割及び平等割）又は2方式（所得割及び均等割）のいずれかによるものとされ、均等割については、国民健康保険法施行令において被保険者均等割額は被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。

なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度が令和4年度から導入されています。本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の国の財政負担による拡大を国に要望しています。

第26項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）

加齢性難聴については、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、「聴こえ」への対応が課題となっています。

本市では、令和3年度に老人福祉センター及び地域包括支援センターに加齢性難聴の方の「聴こえ」をサポートするスピーカーを設置しました。

加齢性難聴の方の補聴器購入に係る公的補助制度の創設については、他市と共同し国へ提案しています。市独自の公的助成については、現在のところ実施の予定はありませんが、引き続き社会情勢や他市の動向等について注視していきます。今後、加齢性難聴に対する社会の理解の促進に取り組み、あわせて、高齢者を支援するケアマネジャーなど専門職の気づきを促し、医療受診や適切なケアにつながるよう啓発を行います。

なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。

番 号	陳情第4号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第27項（長寿社会部介護事業者課） 本市では、介護職員の処遇改善施策として、賃金等労働条件の改善に向けた処遇改善加算の取得について、令和2年度は大阪府及び大阪市と共同で、介護事業所からの電話相談や社会保険労務士の派遣を行う事業を実施し、令和3年度は報酬改定に伴う処遇改善加算取得要件の一部変更（職場環境等要件の変更等）を全ての介護サービス施設・事業所を対象とした集団指導等にて周知し、処遇改善加算の取得の促進に努めました。 また、令和4年度は、新たな制度である大阪府介護職員等処遇改善支援補助金や介護職員等ベースアップ等支援加算について、メール・FAXや本市ホームページにより周知・情報提供を行っています。 さらに、給与、福利厚生の実施に向けた職員配置基準の改善など、社会福祉事業従事者の労働環境の改善を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、大都市民生主管局長会議を通じて国に対して要望しています。			

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第28項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）

本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においても相談を受け付けています。また、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しています

これらの相談窓口は、コロナ禍においても相談体制を弱めることなく継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を用いて情報発信を行っています。

女性相談員を設置している各区の子育て支援課には、学校園をはじめ関係機関と連携している家庭相談員も配置しており、必要に応じて連携を行い、児童虐待と密接な関係があるDV事案についても把握しています。

今後も、DV被害者の皆さんを誰ひとり取り残すことがないよう支援や相談等につなげるべく、相談窓口の周知啓発に努めます。

第29項（子育て支援部幼保推進課）

保育施設への実地検査については、全ての施設に対し、定期的の実施し、適切な保育が行われているかについて、確認・指導を行っています。

また、保育体制の確保については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。

今後とも、保護者が安心して子育てできる環境の整備に取り組んでいきます。

第30項（子育て支援部幼保推進課）

令和5年度当初予算案の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算案としては、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化、施設の大規模修繕にかかる費用の補助など、新規事業の実施や既存事業の拡充にかかる経費を計上しています。

今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、堺に居住されている方や今後堺に居住される方にも、堺で子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組んでいきます。

番 号	陳情第4号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第31項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課） ヤングケアラーについては、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等のネットワークを活用して学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題に応じて必要となる福祉、介護、医療等のサービスにつなげるよう支援を行っています。また、国のガイドライン案を参考に「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を作成し、学校やスクールソーシャルワーカー、庁内の関係所管課で共有し、ヤングケアラーの早期発見に努めています。加えて、子ども・若者の総合相談窓口である堺市ユースサポートセンターの機能を強化し、ヤングケアラーの当事者が周りに相談できずに抱えている様々な悩みを安心して打ち明けることができるような場や、同じ立場の若者と思いを共有できるような居場所の設置を検討しています。 また、ヤングケアラーである児童・生徒自身の認知を高めるためにも、本市独自の実態調査の実施に向け準備を進めています。			
第32項（子育て支援部幼保推進課） 保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行っています。 加えて、保育士の職員配置については、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯の職員の充実、保育士資格を有しない保育支援者の配置、保育補助者の雇上げなど、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。 なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			

番 号	陳情第4号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第33項（観光部観光企画課） 当事業は、百舌鳥古墳群の雄大さを市民の皆さんや来訪者の方に上空から眺望していただき、その歴史的な価値や魅力を広く伝達することを主たる目的とした取組です。 ガス気球の設置にあたっては、周辺環境への調和も重要な要素と考えており、工事は必要最小限の施工としています。また、運行時の景観への影響については、考古学や文化遺産学、史跡整備、都市計画等を専門分野とする委員で構成される百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会のご意見を踏まえています。			

番 号	陳情第4号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第34項（交通部公共交通担当）

本市では、鉄道や路線バスなどに加えて、これらの公共交通を利用しにくい地域と最寄り鉄道駅等を結ぶ堺市乗合タクシーの運行、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入補助による利便性向上、おでかけ応援制度の実施などによる公共交通の利用促進に取り組んでいます。

公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としましては、市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。

第35項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）

公共交通利用者は、新型コロナウイルスの影響を受けて減少傾向にあります。また、今後人口減少・高齢化が一層進む中、需要の多い都市部の路線利用者が減少すれば市内の路線網全体の維持が困難となるなど、経営環境のさらなる悪化が危惧されます。

さらに、自動運転技術が進展するほど乗用車の利便性が高まる傾向にあるため、自動運転社会に対応した公共交通サービスの充実が不可欠です。

そのため、都市や交通、環境、観光、福祉等の様々な分野の連携した取組を通じ地域全体の魅力や活力を高め、公共交通の維持・増進を図ることが不可欠です。

こうした背景のもと、本市では各種の都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等に取り組むSMIプロジェクトの検討を進めています。

なかでも、SMI都心ラインは、堺駅～堺東駅間の公共交通について、自動運転などの先進技術を活用してバリアフリーな移動環境の実現、快適性や安全性の向上などを図るものです。また、各乗降場に次世代モビリティのポートやデジタルサイネージを設置するなど、多様なニーズに対応したサービスと連携することで、公共交通の利用促進をめざします。

また、SMI美原ラインは、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的としており、10月21日（金）から12月4日（日）の期間、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行する実証実験を実施しました。

今後、定時性や速達性、需要、市民ニーズなどについて検証を行いながら、導入に向けて検討を進めます。

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第36項（中央図書館総務課） 司書の専門性を生かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算の充実に努め、施設更新も見据えながら、それぞれの世代や属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用される図書館運営に努めます。 第37項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において1年生から3年生で35人以下の学級編制を行っており、令和7年度以降すべての学年で35人以下の編制となります。また、現在でも4年生から6年生で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。 中学校では、各学校が学級を分割して活用できるよう、令和5年度以降段階的に1学級当たり38人を超える学年に独自の加配教員を配置し、令和7年度以降全学年で38人以下の学級編制を実施します。 少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 なお、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 また、必要に応じて教室の環境整備は随時実施します。 第38項（教職員人事部教職員人事課） 教員の配置に関して、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員を国に対し要望しています。 また、教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。 第39項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう実施しています。 また、運営については民間事業者を活用し、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。 なお、全国的な指導員不足が課題となる中、継続して本市の事業で従事していただくためには指導員の処遇改善等が課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第40項（教育センター学校ICT化推進室） 本市では、令和3年度の児童生徒用パソコンの導入以降、パソコンの機能を使い、各学校でグループワークやプレゼンテーション、体育実技での動画チェック、ドリルコンテンツの活用など様々な工夫を施しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、将来に向けて子どもたちに必要な資質・能力を育くむ授業に取り組んでいます。 機器の更新に関しては、現時点において国から方針は出ていませんが、国に対して児童生徒用パソコンを含めた機器やネットワーク改修等の環境整備にかかる財政措置を今後も要望します。			
第41項（総務部学務課・学校管理部学校給食課） 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは困難であると考えています。 なお、令和4年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しているものです。 中学校給食における就学援助については、令和7年度の全員喫食制給食の実施から、適用する方向で調整します。また、令和5年度の大泉中学校での実施においても、適用する方向で調整します。			
第42項（学校教育部教育課程課・教育センター能力開発課・学校ICT化推進室） さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止となりました。 本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおける学習コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまずきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っているところです。 各学校に対しては、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまずきの状況について学習の系統性や学習コンテンツとの関連を示し、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習での学習コンテンツの有効活用を図っています。 また、つまずきの見られる児童生徒に対しては、授業や休み時間のほか、必要に応じて放課後などの時間も活用し、きめ細かなフォローを行う等学習支援に努めています。			

番 号	陳情第4号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第43項（教育センター能力開発課・学校教育部教育課程課・生徒指導課） チャレンジテストについては、実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実に取り組むことを目的に実施されるものです。本市教育委員会では、児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かし、また、学校では指導の改善・充実に役立てることができると考えております。令和4年度の大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）から、教科や教科横断型の調査については受検しますが、アンケート調査は、本市が実施するCBTによる学習・生活状況調査（児童生徒用パソコンを活用した質問調査）により代替することとし、令和5年度のアンケート調査においても受検しないことを教育委員会として決定しました。 第44項（学校教育部生徒指導課・教育センター企画相談課） 不登校児童生徒の状況に応じて、教育支援教室やフリースクールなどの民間施設と連携する等、多様な教育機会を確保し、社会的自立への支援を行っています。教育支援教室においては、令和4年度に出張教室1か所を新設し、令和5年度には開室日数を週2日から週4日に増加します。 スクールカウンセラーについては現在、中学校全43校、高等学校全1校と小学校28校に配置しており、令和5年度には小学校31校への配置を行います。 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。 なお、不登校対策については、未然防止・早期対応の観点を重視した対応や、多様な教育機会の確保や居場所の提供など増加傾向にある不登校児童生徒への対応を行うため、施策全体を精査・体系化し、必要な対策を行う予定です。			

番 号	陳情第 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	医療費助成制度について		
第 2 項（長寿社会部医療年金課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課） 本市では、子どもの健康の保持増進及び子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を創出するため、18 歳までの子どもを対象として、その医療費の自己負担の一部を助成する制度を実施していますが、現在、妊産婦の方に対する医療費助成制度は実施していません。 なお、本市では、安心して妊娠・出産できる体制を確保するために、国が定めた基準に準じた妊婦健康診査と産後のメンタルケア対策を目的とした産婦健康診査を公費負担で実施することで、経済的負担の軽減と妊産婦の健康管理の充実に努めています。 また、各区の保健センターで行っている保健指導では、個々の課題に予防的に関わり、支援が必要な妊産婦を早期に把握し適切な支援を行うことで、母体と胎児の健康の保持及び増進を図っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。			

番 号	陳情第6号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3月15日
(審査結果) 第1項 市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。 本市議会における議員定数については、これまで、本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところです。 なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。 第2項 政務活動費の報告については、前年度分の収支報告書、会計帳簿、領収書等貼付用紙及び添付する証拠書類の写しなどの挙証資料等を5月10日までに提出しています。また、年4回、議会事務局職員による書類確認及び学識経験者から選任された検査員（弁護士、大学准教授の2名）による検査により、その使途の透明性及び適正な運用を期しています。 政務活動費の額については、本市の新型コロナウイルス感染症対策強化及び行財政改革推進に協力するため令和3年度及び4年度の2年度にわたり、政務活動費を議員1人あたり月30万円から5%削減しております。 今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民からの負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第6号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（貿易大臣会合協力室） G7貿易大臣会合の開催を通じて、中世の時代に貿易都市として栄え、百舌鳥古墳群の雄大さや茶の湯文化を育んできた堺の魅力を国内外に発信します。 G7貿易大臣会合に関する事業やイベント等は、適宜「広報さかい」やホームページなどに掲載し、広く市民に周知します。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（市政集中改革室） 令和 3 年 2 月の「財政収支見通し」の公表と「堺市財政危機宣言」の発出を受け、推計期間中の毎年度見込まれる 3 0 億円から 5 0 億円程度の収支不足を解消し、真に健全な財政を実現するため、改革の目標や方向性、取組項目を示す「堺市財政危機脱却プラン（案）」を令和 3 年 1 0 月に策定しました。 同プラン（案）の取組や市税等の増加により、令和 4 年 2 月公表の財政収支見通しでは大幅に収支が改善したものの、なお令和 1 2 年度において約 5 億円の収支が不足し、目標とする収支不足の解消には至らなかったことから、昨今の物価高騰による市民生活への影響等の状況を見据え内容を精査し、取組の追加・具体化等を行った「持続可能な財政運営に向けた取り組み」をお示ししました。 令和 5 年 1 月公表の財政収支見通しでは、財政危機脱却に向けた取組を着実に進めることが前提ではありますが、基金が枯渇し予算編成が困難となるような状況は回避できる見込がたったことから「堺市財政危機宣言」を解除しました。 これまで令和 3 年度・4 年度を集中改革期間と位置付けて改革を推進してきましたが、現在の状況を踏まえ、集中改革期間が終了した令和 5 年度以降は、「持続可能な財政運営に向けた取組」を実行していきます。 今後、市民生活の安全・安心を支え、堺の成長を推進するために、同取組を着実に進め、持続可能な財政運営に向けて健全な財政基盤の構築をめざします。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 5 項（人事部人事課）

本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行っていくため、適正な要員管理の取組を進めてきました。

今後についても、事務事業や組織体制の見直し、I C T等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながらも、全体としてスリムで効率的な職員体制の構築に努めていきます。

第 6 項（人事部労務課）

地方公務員の給与は、地方公務員法第 2 4 条第 2 項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。

今年度は、一般職の職員の月例給について、職員給与が民間給与を 9 6 2 円（0. 2 5 %）下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定するよう堺市人事委員会からの勧告があったため、初任給を含めて給料月額を上げました。

また、地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。地域手当の支給割合については、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査のデータを用いて、地域ごとに算出された民間賃金指数に応じて、総務省が定めた地域手当の指定基準により、堺市は 1 0 %とされているため、これに基づき支給しています。

今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。

番 号	陳情第6号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第7項（税務部税制課） 消費税インボイス制度は、国税庁が新設する制度ではありますが、本市への問い合わせ等も想定し、本市のホームページ（下記URL）にも国税庁のホームページへのリンクを掲載しています。 https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/sonotakanren/shouhizeikeigen.html また、制度の周知ポスターを本庁舎にある電子掲示板のモニターに表示し、制度のお知らせをしています。			

番 号	陳情第6号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第8項（市民生活部消費生活センター） 本市では、消費者である市民の利益を守るため、靈感商法をはじめとする商品・サービスの契約等によるトラブルの相談に応じています。相談窓口については、市のホームページやT w i t t e rで情報発信を行っているほか、出前講座等の機会を通じ、法律相談などの適切な専門窓口の情報提供も行っています。 第9項（人権部人権推進課） 基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところです。 堺市では、これまでホームページ、パネル展示等を通じて、世界人権宣言や平和と人権の大切さについて周知してきました 今後も、世界人権宣言の周知を含め、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。 今後も、限られた財源の中、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援の効果的な推進を図ります。			

番 号	陳情第6号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（環境事業部環境事業管理課） 本市では、令和4年7月から「ごみから環境問題を解決する」をテーマに、市民、事業者の皆様との協力のもと『堺・ごみ減量4R大作戦』を実施しています。 堺市一般廃棄物処理基本計画に掲げた令和7年度目標を前倒しで達成し、堺市SDGs未来都市計画の令和5年度KPIからさらに削減することをめざし、令和5年度末までに「1人1日あたり家庭系ごみ排出量620g以下」「清掃工場搬入量24.1万t以下」を目標として、企業連携や減量状況の見える化、ナッジを通じた行動変容など、新しい手法も導入しながら取組を進めていきます。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（産業戦略部地域産業課） コロナ禍の長期化や物価高など、多くの中小企業が引き続き厳しい状況にある中、実質無利子・無担保で融資してきたゼロゼロ融資等で積み上がった債務の返済負担への対応はもちろん、事業再構築等の前向きな取組の促進など、個々の事業者の実態を踏まえた支援が重要です。 ゼロゼロ融資の返済開始時期が令和 5 年度に集中する状況を踏まえ、国は、令和 5 年 1 月より新しい保証制度（コロナ借換保証）を創設しました。 これは、ゼロゼロ融資に加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応するもので、大阪府においては「新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金」として運用しています。 本市としては、市内金融機関、大阪信用保証協会と連携し、積極的にこの制度の活用を市内中小企業者へ案内してまいります。			

番 号	陳情第6号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第13項（都市計画部都市計画課） 堺市都市計画マスタープランでは、めざすべき都市像の一つに「安全で安心して暮らせる都市」を掲げています。密集市街地等の改善をはじめ、都市の不燃化など、安全性の高い都市空間の形成を進め、あわせて市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）の役割分担と相互の連携による避難体制の確保や迅速な応急活動など、被害を最小にとどめるため、ハード・ソフト両面から減災の視点に立った取組を進めます。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（土木部土木監理課・道路部道路計画課・公園緑地部公園緑地整備課）（建築都市局交通部交通政策担当・公共交通担当）			
道路の舗装や照明灯などの道路施設及び遊具や四阿（あずまや）などの公園施設については、定期的に点検を実施し、点検結果に基づき計画的に補修を行うなど、引き続き適切に維持管理を行い、安全・安心を確保します。			
道路インフラ整備については、都市の円滑な移動を確保する交通機能や、都市防災機能の強化などに資する都市計画道路事業や橋梁長寿命化修繕事業、橋梁耐震強化事業、連続立体交差事業を引き続き推進します。			
公園の整備にあたっては、区域間のバランスと特性や公園ごとの役割、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人が使いやすいように配慮しながら、身近な歩いて行ける公園から大規模な公園まで、地域のニーズを踏まえて計画的に事業を推進します。			
市民の日常生活を支える公共交通について、交通事業者と連携しながら、バリアフリー化をはじめとした公共交通の利便性・安全性の向上などの取組を進めます。			

番 号	陳情第 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 5 項（総務部教育政策課）

教育委員会では、第 3 期未来をつくる堺教育プランを定め、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、I C T を積極的に活用しながら誰一人取り残すことなく育む教育施策を推進しています。また、「新たな学校のあり方」として、中学校区を一体的にマネジメントする学校群単位での改革に取り組んでいます。

第 1 6 項（地域教育支援部地域教育振興課・学校教育部教育課程課）

本市では、学校・家庭・地域が相互に協力し、未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の活性化を図るため、学校と地域を結ぶ人材の育成や、企業やN P O 法人等との連携による社会資源を活用する取組などを進めています。

各学校において、学校経営を改善する観点から学校協議会を開催し、保護者や地域の方々に意見を求め、いただいた意見を学校経営に活かしています。今後も、保護者や地域住民等の意向を把握し、地域の実情に応じた柔軟な学校運営に努め、家庭及び地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進します。

番 号	陳情第 7 号
件 名	放課後施策等について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	3 月 1 5 日
(審査結果) 第 1 項 本市議会の議員連盟は、本市の持続的発展や諸外国・地域等との平和的友好交流を行うことを目的として、議会内の会派を超えて目的に賛同した議員が集まり、設立しています。 このことから、議員連盟については、各議員の判断により設立し、目的に資する活動を行うこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		

第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

入札説明書においては、12月23日を契約締結日（予定）として案内していましたが、契約手続に係る事務作業に時間を要し、結果の発表が遅れました。

入札結果のうち金額等については、堺市ホームページ「業務委託に係る入札・契約結果等情報」に掲載しています。

第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

運営事業者選定に関する市の考え方や、新受託者の運営方針に関する保護者への説明については、原則小学校において児童が使用しているMicrosoftアカウントを活用することにより、希望する全ての方が動画等を確認し、フォームから質問できるようにしています。

なお、個別のルームの運営方針等に関する説明につきましては、別途各ルームにおいて実施する予定としています。

第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

事業を業務委託していることから、仕様書及び提案書に基づく業務の履行確認については、決算報告書ではなく、業務完了報告書の提出を毎月求め、指導員の配置状況や各種研修・災害対応訓練の実施状況、また日々の活動内容等の確認を行っています。

あわせて、本市職員によるルーム巡回を実施し、指導員の児童に対する指導状況や各施設の管理状況等の確認を行っています。

これらのことにより、安全安心なご利用がいただけるよう、引き続き適正な履行確認に努めます。

第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

のびのびルームの運営は、仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき実施しているため、運営協議会の設置は予定していません。

第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用条件等については、受託した運営事業者の裁量事項となっています。

しかしながら、全国的な指導員不足が課題となる中、優秀な指導員の確保や育成は、事業の安定運営を継続する観点からも重要であると認識しています。

今回、指導員の処遇改善や育成方針等も評価し、運営事業者の選定を行いました。引き続き課題解決に向け検討し、予算の確保に努めます。

番 号	陳情第7号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策等について		

第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

待機児童が生じないよう、活動場所については専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図っています。

今後も随時、学校と協議を行い、共用教室の利用方法や今後の利用児童数に応じた共用教室の確保に努めます。また、運動場や体育館等も含め、活動場所の使い方を工夫する等、各運営事業者と情報共有を行いながら、児童が安心安全にのびのびルームを利用できるよう努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の児童を休ませることができる場所については、各学校に配慮をお願いしています。

第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

事業の統一の時期、内容等については、現時点においては未定です。引き続き、利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、事業の統一方法やその進め方について検討を行います。

番 号	陳情第8号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		

第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

令和3年1月に堺市は大阪府と令和6年4月以降も児童自立支援施設に関する事務委託を継続することで合意書を締結し、大阪府立施設内に新寮舎（2寮）を堺市の費用負担で整備を進めています。堺市の子どものための居場所を確保するために必要な整備に係る費用として約3億円を想定しています。

また、令和3年11月に締結した「確認書」には、既存の寮舎の建替えは大阪府が負担すること、大阪府が負担して建替えた寮舎及び堺市の費用で新築した寮舎を将来、建替える際の費用負担は協議することのみを規定しており、その費用負担が発生する際には堺市の負担が応分なものとなるよう大阪府と協議します。

なお、共用施設は、入所する堺市の子どものたちも利用する施設のため、係る建替え等の費用については、定員按分（20／120）により堺市として負担することが適切であると考えます。

第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）

『議案第1号 令和3年度堺市一般会計予算』に対する付帯決議 第2項の「寮の増設費用及び運営費用の負担にあたっては、適正かつ公正なものとなるよう努める」ことの内、寮の増設費用については、新寮舎は堺市が費用負担するが既存寮舎の建替えは大阪府が費用負担すること、共用施設の建替えは堺市と大阪府で定員按分により費用負担することを内容とした「確認書」を令和3年11月に締結し、付帯決議を踏まえた対応をしています。

また、令和6年4月以降の運営費用についても「適正かつ公正なもの」となるように大阪府と協議しています。

第3項については、3つの基本方針の目的が達成できるように取り組むよう記載されていますが、これまでの議会質疑のとおり、堺市外に施設を整備するため、「地域とつながりのある施設運営」については、実現は困難ですのでご理解ください。

なお、「退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築」については、府立施設への堺市職員派遣や子ども相談所の職員体制の充実等により、入所中から子どもと関わり、円滑な退所後の子どもの支援につなげる切れ目のない支援体制を構築していきます。

番 号	陳情第9号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第1項（交通部公共交通担当）

バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持・確保している現状となっています。

城山台回り泉ヶ丘行きのバス路線を、南区役所近くを経由する路線とすることにつきましては、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えします。

第2項（交通部公共交通担当）

本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入や、おでかけ応援制度の実施などの公共交通の利便性向上や利用促進に事業者とともに取り組んでいます。

公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持・確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としましては、市民及び事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。

第3項（交通部公共交通担当）

本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。

第4項（交通部公共交通担当）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度であり、引き続き制度の趣旨に沿った運用に努めます。

番 号	陳情第 1 0 号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
第 1 項・第 2 項（都市計画部都市計画課・都市景観室）			
南部大阪都市計画都市再開発の方針において、市街地における取組の状況などを踏まえ、環濠エリアは三宝・浅香山駅西周辺市街地と堺市都心周辺市街地に分かれておりますが、景観に関する方針としては、いずれも、「環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観を図る」としており、環濠エリアとして整合を図っています。 また、議会は市政の適正な運用に向けての重要な審議の場であることを理解し、その答弁についてはこれまでも明確な事実の説明を心がけています。 今回いただいたご助言を踏まえ、より分かりやすい明確な事実の説明に努めます。			

番 号	陳情第 1 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第 1 項（総務部学務課・学校教育部支援教育課）

支援学校では自主通学が困難な児童生徒ならびに保護者の負担軽減と通学途上の安全確保を目的に、スクールバスを運行しています。令和 5 年度は、百舌鳥支援学校に 1 台、上神谷支援学校に 2 台のスクールバスの増便を予定しており、これにより、児童生徒の増加への対応が可能となり、1 台あたり児童生徒乗車率の低減ならびにコース見直しによる乗車時間の短縮等の効果も見込んでいます。

第 2 項（学校教育部支援教育課）

支援学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、外部専門家の派遣、地域の幼稚園、小中学校、高等学校への教育相談や研修支援を行うなど、地域における特別支援教育の中心的役割を果たすセンター機能の充実を図ることが求められています。こうしたセンター機能を充実させ、また、在籍する児童生徒の学習環境や通学環境等を整えるため、市立支援学校の諸課題の整理を行い、解決に向けた取組を進めます。

第 3 項（学校教育部支援教育課）

すべての教育段階において、障害のある子どももない子どもも、自分の能力を十分に発揮し、活躍できる力を育成するという、本市のめざす特別支援教育の実現に向け取り組みます。

第 4 項（学校教育部支援教育課）

「義務教育については堺で」という考えは現段階においても同じであり、市立支援学校についても学びの場の整備に努めたいと考えています。

番 号	陳情第 1 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
第 1 項（教育センター能力開発課・教職員人事部教職員人事課） 研究実践園に対して、令和 3 年度から、専門家派遣を含めた指導助言や成果発信のコーディネート及び研究実践に係る消耗品費の配当を継続して行っております。また、3 年保育の開始当初から、3 歳児クラスに非常勤講師の配置も行っております。令和 5 年度からは、幼稚園において、研究実践の充実に向けて主幹教諭を配置する予定です。			
第 2 項（教育センター能力開発課） 市全体の幼児教育の質の向上に向け策定した「堺市幼児教育基本方針（改訂版）」に基づき、存置する公立幼稚園では、保育の充実を図るため、3 年保育及び預かり保育を実施しています。 また、研究実践園においても、本方針に基づき幼児教育センターと連携しながら、民間の就学前教育・保育施設等と共に討議し、学びあう拠点となるよう、公民園種問わず、すべての幼児教育保育施設及び小学校を対象とした公開保育の実施等により、好事例の発信を行っております。			

番 号	陳情第 1 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校給食について		
第 1 項・第 2 項（学校管理部学校給食課） 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは困難であると考えています。 なお、令和 4 年度 2 ・ 3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しているものです。			

番 号	陳情第 1 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用については、受託した運営事業者の裁量事項となっています。

しかしながら、全国的な指導員不足が課題となる中、また引継ぎを含め、事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている指導員の継続雇用は重要であると認識しています。

このことから、令和 5 年度からの業務委託に係る業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向をふまえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。

現在引継ぎ業務の中において、受託した運営事業者と協力しながら、現従事者への雇用説明会を開催する等、当事者の意向もふまえながら、継続雇用できるよう努めています。

第 2 項・第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

令和 5 年 4 月 1 日から事業の安定運営を継続できるよう、新旧受託者とも連携し、十分な引継ぎが行えるよう努めます。

運営事業者選定に関する市の考え方や、新受託者の運営方針に関する保護者への説明については、原則小学校において児童が使用している M i c r o s o f t アカウントを活用することにより、希望する全ての方が動画等を確認し、フォームから質問できるようにしています。

なお、個別のルームの運営方針等に関する説明については、別途各ルームにおいて実施する予定としています。

第 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

待機児童が生じないよう、榎小学校における活動場所は専用教室 2 室の他、学校の協力の元、共用教室を確保し事業を実施しています。また、共用教室として普通教室タイプの 2 室と家庭科室を確保しており、共用教室が利用できない場合に備えて図書室も借用するなど、日々の出席児童数の状況に応じて活動できる場所の確保を行っています。

なお、榎小学校においてはすでに専用棟が存在し、あわせて学校敷地が狭いことから、追加での専用棟建設の計画は行っていません。

また、共用教室については、学校の教育活動においても使用することから、専用教室と同じ仕様への整備はできませんが、共用教室内の備品の配置等について、学校の協力を求めています。

番 号	陳情第 1 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 5 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の配置については、定員 4 0 人に対し放課後児童支援員 1 人、補助員 1 人の計 2 人を配置するよう業務仕様書に規定し、榎小学校のびのびルームにおいてもその履行を確認していますが、指導員確保のための処遇改善は必要であると認識しており、引き続き必要な予算の確保に努めます。			

番 号	陳情第 1 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		

第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用については、受託した運営事業者の裁量事項となっています。

しかしながら、全国的な指導員不足が課題となる中、また引継ぎを含め、事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている指導員の継続雇用は重要であると認識しています。

このことから、令和 5 年度からの業務委託に係る業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向をふまえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。

現在引継ぎ業務の中において、受託した運営事業者と協力しながら、現業務従事者への雇用説明会を開催する等、当事者の意向もふまえながら、継続雇用できるよう努めています。

第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

事業の安定運営を図るためには、指導員個々の専門的知識の習得や、経験に基づく技量の向上が必要であると認識しています。このことから、継続的な研修体制や、何よりも人材を確保するための処遇の改善が必要であると考えています。引き続き、個々のスキルアップやモチベーション向上につながる取組の研究及び予算の確保に努めます。

第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策等事業は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう実施しています。

また、運営事業者の選定にあたっては、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等に加え、児童の人権に関わる問題や保護者との積極的な日常の関わり方についての方針等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行うことにより、引き続き放課後児童対策等事業の充実に努めます。

第 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

施設の安全管理及び修繕については、仕様書に基づき、市と運営事業者が役割に応じて実施することとしています。

なお、経年劣化等に伴う施設の更新については、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等を行い、計画的な環境整備に努めます。

令和5年 第1回市議会(定例会)陳情回答綴

令和5年3月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-22-0051
